

山口市におけるパートナーシップ宣誓制度要綱(素案)の概要

【パートナーシップ宣誓制度】

この制度は、LGBTQ 等の当事者である一方または双方の方が、当事者であるお二人の関係(パートナーシップ)を宣誓されたということを市が認証する制度。

法的拘束力はなく、また、同性婚を推奨できるものでもない。

【本制度と同性婚の関係】

婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生する一方で、本制度は、「山口市人権推進指針」に基づく、婚姻制度とは別のものとして構築する制度。上記のような法律上の効果は発生せず、宣誓・届出によるものであって、従来の家族関係の在り方、戸籍や住民票の記載の変更ができるものではない。

【制度の趣旨】

この要綱は、山口市人権推進指針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりがたがいに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく活躍できる人権を尊重するまちづくりを目指し、LGBTQ 等の当事者の方々の生きづらさと暮らしにくさの軽減や解消を目的として、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるもの。

【要綱による制定の趣旨】

根拠とする法令がなく、市民等に権利を付与したり、義務を課したりするものではないことや、将来の社会情勢や当事者のニーズの変化に対応して制度を改定する可能性も見据え、柔軟で即応性の高い要綱での制定を採用した。

昨年(2023年)の5月～8月に実施したアンケート調査でもほとんどの自治体が「要綱」で制定。

【素案の概要】

- ・A案 ……宇部市の要綱
- ・B案 ……宇部市の要綱に自治体間相互協定を盛り込み、先行実施している広島市や福岡市のものを参考に作成

宇部市パートナーシップ宣誓制度要綱の概要

第1条 趣旨

第2条 定義

用語の定義

- ・「パートナーシップ」
- ・「パートナーシップの宣誓」

第3条 パートナーシップの宣誓要件

- ・民法に基づく成年、住所地(同居、同一住所)、配偶者の有無、三親等以内の親族でないこと等の要件を明示

第4条 宣誓の方法

- ・宣誓の方法やその手続き(オンラインでの手続きを含む)

第5条 通称の使用

- ・通称名の使用を認める規定

第6条 受領証の交付

- ・受領証及び受領証カードの交付

第7条 受領証及び受領証カードの再交付

- ・受領証等を紛失等した場合の再交付手続き

第8条 受領証の変更

- ・宣誓内容の変更に関する届け出手続き

第9条 受領証の返還

- ・返還の条件の明示
 - 一方又は双方が市外に転出、婚姻
 - パートナーシップの解消等をしたとき
- ・受領証等を返還する手続き

第10条 宣誓書の保存期間

- ・10年間保存の規定

第11条 補則

- ・必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

山口市パートナーシップ宣誓制度要綱(素案) 概要

第1条 趣旨

第2条 定義

- ・「性的マイノリティ」
- ・「パートナーシップ」
- ・「宣誓」

第3条 パートナーシップの宣誓要件

- ・別居での申請を認める(同居要件を付さない)

第4条 宣誓の方法

第5条 通称名の使用

第6条 受領証等の交付

第7条 受領証等の再交付

第8条 宣誓事項の変更

第9条 受領証等の返還

第10条 宣誓の無効

- ・宣誓が無効となる場合の条件の明示

第11条 宣誓書記載内容等証明書の交付

- ・行政等のサービスを利用する際に必要となる証明の発行及び手続

第12条 自治体間での相互利用

- ・本制度を制定している自治体との相互利用

第13条 本市施策の推進に当たっての配慮

- ・施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮

第14条 宣誓書の保存期間

- ・パートナー関係が成立している限り保存(ただし、返還や市外転出、無効になった場合はこの限りではない)

第15条 台帳の整備

第16条 補則

(附 則)

※「赤字」は、宇部市要綱から追加した条文